

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020413001	2年 4月13日	2年 5月25日	2年 6月24日	行政書士法の改正	行政書士法が、法令違反を誘発したり、現代の通信環境や労働環境に合っていないか、行政書士自身が国民に対して権利を濫用するような条項があったりしているため、改正すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 行政書士法第1条の3第3号について、何の行為の代理人だか不明確なため、非行為を誘発している。契約締結の代理人であれば、依頼に応ずる義務と誠実に業務を行う義務がある以上、契約当事者間の意見の相違により紛争が起きた場合、対処する義務が無い上に非行為に及ぶことも想定される。非行為回避のために、この条項は削除すべきである。 行政書士法第8条第1項から第3項について、国や自治体がテレワークや在宅勤務を推奨している中逆行している条項である。また、感染症が発生している中で、このような条項は、行政書士、使用人行政書士、補助者、その他事務所のスタッフを生命の危険にさらすものである。通信環境の発達により、携帯電話の番号を登録すれば行政書士法第11条違反は回避できるものと考え、この条項については、感染症の収束のめどが立っていない以上、早急な改正を求める。 行政書士法施行規則第8条について、依頼を拒否する場合依頼者の求があるときは事由を記載した文書を交付しなければならないとあるが、外国人から依頼を受けた場合、会話はできるけれども日本語が読めないケースがある。文書だけでなく口頭での説明でも対応できるようにしてほしい。 作成した文書への押印について、電磁的記録について対応していない。また、行政書士の電子証明書の署名の代わりに住基カードやマイナンバーの電子署名を行っている行政書士がいると聞く。マイナンバーが普及した場合、記録の署名について行政書士と非行政書士の区別がつかなくなるので対応すべきである。 	個人	総務省	<p>①行政書士は、行政書士法第1条の3第3号により、第1条の2の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することができることとされています。</p> <p>②行政書士はその業務を行うための事務所を設けなければならない。かつその事務所を二以上設けてはならないこととされ、使用人である行政書士等はその業務を行うための事務所を設けてはならないこととされています。(行政書士法第8条)</p> <p>③行政書士は、正当な事由がある場合において依頼を拒むときは、その事由を説明しなければならない。依頼人から請求があるときは、その事由を記載した文書を交付しなければならないこととされています。(行政書士法施行規則第8条)</p> <p>④行政書士法施行規則第9条第2項において、「行政書士は作成した書類に記名して、職印を押さなければならない」とされていますが、電磁的記録は同項に定める書類には含まれないものとされています。</p>	行政書士法 行政書士法施行規則	①・③ 対応不可 ②・④ 現行制度下で対応可能	<p>①行政書士法第1条の3第3号は、弁護士法第72条の規定が争訟性のない、代理契約について弁護士以外の者が行うことを禁じているものでないことを前提に、行政書士が代人として契約その他の書類を作成することができることを明らかにしたものです。行政書士は弁護士法等の法律によりその業務を行うことが制限されているものは行うことができないところ、行政書士が行うことができる業務の範囲を明らかにするため、本条項は必要であると考えられます。</p> <p>②行政書士法第8条の趣旨は、責任の所在を明確化し、また、複数の事務所を持つことにより業務の正確かつ迅速な遂行が妨げられないようにするためのものであり、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>③行政書士は、正当な事由がある場合であれば依頼を拒むことができるとされており(行政書士法第11条)、依頼人から特に求めがあった場合に文書を交付しなければならないものとは考え、当事者間において拒否事由の認識に齟齬なくとも、記録を残す趣旨があることから、口頭のみによる説明は認められません。</p> <p>④行政書士が作成する書類は多岐にわたるところ、作成した書類を本人が作成したことを証明するために、電子証明書による署名を行う場合において、いかなる署名によるべきか、その書類作成の趣旨や目的、書類の性質から判断されるべきものであると考えます。</p> <p>なお、日本行政書士会連合会においては行政書士電子証明書の使用を推進していることであり、その運用について、行政書士電子証明書の発行及び執行等に関する規則を設けていることと承知しています。</p>	◎
020418002	2年 4月18日	2年 5月25日	2年 6月24日	有効な法令データのインターネット公表	e-Gov法令検索において公表される法令のデータについて、現行日本法規と連動させる等により、月次更新の最新版とすること。	<p>現在、e-Gov法令検索の省令データは施行時の更新とはなっており、例えば教育職員免許法施行規則は平成31年4月1日に改正省令が施行されたにもかかわらず、本日(令和2年4月18日)時点で反映されていない。一般に、国民が法令にある場合、e-Gov法令検索を頼り所とすることは多いものと考えられるところ、省令を中心に、官報から最新の省令データが得られない現状では、最新の制度についての正確な情報を得ることができない。特に、金融法制等は規制が日進月歩となるところ、制度上の枠組みとして最新版の府省令の公表が担保されていない実情は、投資家の正当な利益を阻害する要因とも言える。また、許認可等の申請にあたっては、制度上官報からしか正確な規定を知ることができないため、いたずらに申請者の時間を浪費させることとなる。このため、現行日本法規の方式に編纂を民間委託している既存の枠組みをもとに、e-Gov法令検索のデータを作成するべきものとする。</p>	個人	総務省	e-Gov法令検索では、公布された法令について、法令の所管省庁等が官報等により確認を行った上で作成した法令データを広く公開しています。	なし	その他	<p>・府省令・規則は各府省等において制定されるものであり、国民に広く公開される法令データについては、当該府省令・規則を所管する各府省等の責任において作成することが適当であると考えます。</p> <p>・更新に時間を要している法令については、適時に更新を行うよう各府省等に促してまいります。</p>	◎
020427001	2年 4月27日	2年 5月25日	2年 8月26日	新型コロナウィルス感染防止を妨げる電子署名法改正提言	電子署名法(平成12年法律第102号)は、2000年の立法から20年が経過したにもかかわらず、主流となった「クラウド型電子契約」に未対応である。従来から問題点は指摘されていた。しかし、法律の不備により、新型コロナウィルス感染拡大という緊急状況下において、企業が、書面から「電子契約」に迅速・大規模に移行することを著しく妨げている。法律の不備は、当会の組織内弁護士らをして、緊急事態宣言下において、「ハンコのための出社」を余儀なくする制度的欠陥として、この瞬間も問題が顕在化・拡大している。日本政府においては、電子署名法の問題点を取り上げ、調査の上、早急に法改正を含む必要な措置を講じられたい。	<p>日本組織内弁護士としては、2020年4月27日付「新型コロナウィルス感染防止を妨げる電子署名法の改正に関する提言」の提出を希望しております(ハワーポイントファイルのためこちらに添付できておりません)。</p> <p>1,600名を超える企業・組織の法務部門の第一線で働く組織内弁護士の会員を擁する日本組織内弁護士協会としては立法事実の収集、専門的知見の提供、「ハンコのために出社」といった現場の声など必要な協力を行えると考えております。</p> <p>問題①(1):電子署名法第3条(1)「本人による電子署名」がリモート署名(クラウド型電子契約)をカバーしていないと解釈されている不備、および「電子署名」の定義自体に解釈の幅がある不備</p> <p>問題②(2):電子署名法による推定効の対象は、法人の代表者や役員等による電磁的記録を対象としていない不備</p> <p>問題③(3):法人の実印を代用できる電子署名は、事実上法務省(法務局)発行の商業登記電子証明書による電子署名に限定されている不備</p> <p>→連発:詳細については、もしメールご連絡をいただければ、提言書を事務局に電子メールで改めて提出いたします。また、本来であれば明日28日の会議前まで(27日まで)直接ご面談を提出できなかったため、別ルートで本内容と同じ連絡が相前後いたしましたら、当方の不手際であり、ご容赦いただければ幸いです。</p>	日本組織内弁護士協会	総務省 法務省 経済産業省	<p>電子署名法第3条の「これを行うために必要な符号及び物件」における「物件」とは、公開鍵暗号方式を利用した電子署名では、「符号」である署名鍵が格納された物理的な媒体を指すとともに、「(これら)を適正に管理する」とは、署名鍵が格納された物理的な媒体が、本人以外に使用不可能な方法で管理され得ることを指すものと解釈されます。つまり、「物件」については、ICカード等の本人のみが携帯できる媒体に限定しているのではなく、リモート署名(リモート署名事業者のサーバ)に利用者の署名鍵を登録・保管し、利用者が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で、利用者自らの署名鍵を用いて電子署名を行うもの)であっても、本人以外の者が署名鍵を使用できない方法で管理され得るのであれば、電子署名法第3条の要件を満たし得ると解釈されます。</p> <p>また、利用者の指示に基づきサービス提供者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関しては、総務省・法務省・経済産業省において、その考え方をQ&A等で明らかにしています。</p> <p>電磁的記録の真正な成立の推定に関する電子署名法第3条の規定は、電磁的記録に記録された情報について、電子署名を行った者を作成者として、真正に成立したものと推定することを定めるものであり、電子署名を行った者の属性にかかわらず適用されます。そこで、電子署名法第3条は、電子署名を行った者が法人の代表者や役員等であっても、同条の要件を満たす場合には、適用されるとなります。</p> <p>各電子署名の記録については、当該電子署名がされた電磁的記録に記録された情報を受け取る側において判断されるものと考えられ、登記所に提出された印鑑に相当するものと評価されるか否かについても同様であると考えられます。</p>	電子署名法 第2条第1項 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020513001	2年 5月13日	2年 6月9日	2年 8月26日	「電子署名法の改正」に関する意見	<p>【意見書全文はこちらをご参照ください。 https://holmes.my.salesforce.com/efc/p/#/7F000002aD7F/a/7F000009/68/re5ng.v5doWytTEUJ5bQoNW3T28ye770bk_uZQ.IZ.A.PDFファイルを送付させていただきました。存じますので、お手数ですがご担当者様より、下記のメールアドレスまでご連絡をいただけますと幸いです】</p> <p>電子署名法3条について、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに同条に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正すること。</p>	<p>・新型コロナウイルスの拡大防止の緊急事態宣言が発令されたことを契機に、社員の命を守る必要性から、以前にも増してクラウド型電子署名サービスの導入検討が多くの企業で進んでいる。 ・しかし、電子署名法上の推定効が及ばないことを理由に、クラウド型電子署名サービスの導入を躊躇する企業も多く、多数の社員が契約書の押印・送付のために出社を余儀なくされている。 ・弊社が独自に実施した自社調査結果(※)によると、テレワーク時にやむを得ず出社した最も多い理由が、契約書の押印・送付のため。さらに、出社時と比べてテレワーク時に不便と感じた主な契約業務としても、契約書の押印が挙げられており、企業の生産性の低下につながっていることが伺われる。 (※)Holmes (2020)「テレワーク時の契約業務に関する実態調査」 https://www.holmescloud.com/news/press-release/2535/ ・以上を踏まえ、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに電子署名法3条に定める推定効が及ぶように、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正することが、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という電子署名法の目的に資すると考える。</p>	株式会社 Holmes	総務省 法務省 経済産業省	令和2年7月2日に規制改革推進会議より公表された「規制改革推進に関する各申」に記載のあるとおり、総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同等の推定効を定める電子署名法3条の在り方に関して、サービス提供者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに關して、その考え方を明らかにすることとしています。	電子署名法 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
020603002	2年 6月03日	2年 7月01日	2年 7月29日	オンライン(OSS申請)での自動車変更登録申請時に添付資料のダブル提出要求改善について	<p>自動車の使用者の住所変更に係るオンライン申請(OSS)においては、運輸支局に新住所の住民票を提出し、車検証の変更登録後、県税事務所にて、自動車税の変更申請が必要である。この時、自動車税事務所からも住民票の再提出が求められる。運輸支局で住所変更を確認しているものを県税事務所でも再確認することに意味がありますか。国民は、再度住民票を用意しなければならない。</p>	<p>平成29年6月9日に閣議決定した規制改革実施計画の中に、2分野別実施事項1.行政手続コストの削減 (2)個別実施事項において、行政手続簡素化の3原則「おなじ情報は一度だけの原則」が打ち込まれているが、地方自治体である千葉県県税事務所は該当しないとの回答です。 オンラインで申請しているため、必要なデータは共有すべきです。共有仕組みができていないなら、プログラムを改修すべきです。千葉県は、添付書類のコード体系すらも未だに不十分なままです。 また、運輸支局でチェックしたものを、別の組織で再チェックする必要が有ります。このような仕組みが日本の労働生産性を低下させ、民間の負担を増やし、競争力の低下、海外移転、日本の空洞化につながります。 例えば、いざコロナ発生時に、マスクから様々なものが日本でつくれない事態にいたっているのではないだろうか。 国、地方自治体を通して、連続して行う事務手続きにおいては、オンラインの仕組みを十分活用して、ダブル提出を不要としたい。</p>	個人	総務省 国土交通省	<p>自動車の検査登録手続きにおける住所変更については、自動車登録令第14条に基づき登録の原因を証する書面として住民票等の提出が定められておりますが、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の利用により、変更後の情報については、都道府県に送付される仕組みを既に構築しています。 ただし、課税庁である都道府県が、適正な課税を行うため求めることがあります。 なお、当該手続きをOSSにより申請する場合には、住民票コードを入力することで住民票の提出を省略することが可能となっております。(ただし、過去に住所変更を怠っていた等により住所の繋がりが確認できない場合には、住民票等の提出が必要となる場合があります。)</p>	なし	現行制度 下で対応 可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
020612001	2年 6月12日	2年 7月01日	2年 7月29日	実質的支配者申告書の見直し	<p>平成30年11月30日から公証人法施行規則の改正により創設された実質的支配者申告書と添付書類の作成業務については、司法書士や税理士なども実態として扱っていることから、行政書士法の規制から外すべきである。</p>	<p>公証人役場に定款認証を嘱託する場合、平成30年11月30日より、実質的支配者の申告書を提出しなければならないこととなった。この申告書には、発起人が親会社の場合、親会社の株主名簿など、支配者となる自然人を特定するための疎明資料の添付が求められている。ところが、公証人役場は官公署にあたるため、弁護士を除き、行政書士でなければ業務として作成することが許されていない。さらに、株主名簿などの疎明資料の作成についても、「権利義務又は事実証明に関する書類」にあたるため、行政書士法により規制されている。一方で、定款認証は司法書士や税理士、中小企業診断士といった無資格のコンサルタントが法定外業務として扱っている実態がある。そこで、実質的支配者申告書と添付書類の作成については、行政書士法の規制から外すべきである。</p>	個人	総務省	<p>・ 定款認証制度は、会社法(平成17年法律第86号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公証人法(明治41年法律第53号)等の規定に基づき、株式会社等がその設立時に作成する定款について、公証役場において公証人がその認証を行うものであり、株式会社等の定款は当該認証によって効力を生じるものとされています。 ・ 行政書士法第1条の2第1項において、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするものとされ、同法第19条において、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、これらの業務を行うことができないものとされています。 ・ 定款認証は公証人に対して必要な書類を提出して認証事務を嘱託するものであり、定款認証の嘱託に係る書類の作成は「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」の作成にあたり、行政書士法に基づく行政書士の業務であると解されますが、他の法律に別段の定めがある場合には、これらの書類の作成を行政書士でない者が業務としてなし得るものです。</p>	行政書士法	対応不可	<p>・ 定款認証を公証人に嘱託する際に必要な書類の作成は、左記(制度の現状)のとおり、法律の規定に基づかない限り、行政書士でない者が業務として取り扱うことはできません。行政書士でない者が法定外の業務として取り扱っている実態があるとの指摘については、総務省としては個別の事案は承知していませんが、法律に基づかないものであれば行政書士法に抵触するものと認識しています。 ・ 行政書士法は、有資格者のみに一定の書類の作成を認め、もって国民の利便に資することを目的としています。このような趣旨からすれば、仮に法律に基づかず業務として取り扱っている者がいたとしても、そのことを理由として、行政書士法を改正し行政書士でない者が業務として取り扱うようにはすべきものとは考えていません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020622004	2年 6月22日	2年 8月6日	2年 9月25日	行政書士の事務所規制	行政書士法第8条において、行政書士の事務所は1カ所が原則とされているが、コロナ禍において、テレワークがどこまで可能かどうかについて、必ずしも明確ではない。 短期的には、テレワーク自体は過度な負担なく広く可能であること、具体的な運用しながらガイドライン等で明確化するともに、税理士のリモートワークについて、グレースーン解消制度で認められたモデル就業規則のような方を、行政書士でも横展開してはどうか。 中長期的には、2カ所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべき。	行政書士法上の2カ所事務所禁止規定については、規制改革推進会議における「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度見直し要望」への対応についての回答」(5月18日公表、新経済連盟要望)において、「行政書士法第8条における行政書士の事務所に関する規定は、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではないが、日本行政書士協会連合会からテレワークに関して協力依頼があれば適切に対応して参りたい」との回答が示されている。 上記の通り、テレワーク等は妨げられないとされているものの、具体的な指針もなく、自宅等のテレワーク先が主たる業務の事務所と認定される要件も明確にされていない。法令違反になる可能性を排除できないため、テレワークに対する強い懸念や委縮効果が残る、多様な働き方の妨げとなっている。 したがって、短期的には、具体的な運用を示しながらガイドライン等で明確化するとともに、税理士のリモートワークについて、グレースーン解消制度で認められたモデル就業規則(https://www.freee.co.jp/advisor/work-regulations/)のような方を行政書士に関して横展開することを提案する。さらに、中長期的には、2カ所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべきである。 (参考)新経済連盟「コロナ問題を契機とした労働法制の見直し等」 https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/06/20200605document.pdf	新経済連盟	総務省	行政書士法第8条の規定は、行政書士が業務を行うための事務所を二以上設けるような場合には、責任の所在が不明確となり、依頼者や行政庁からの問合せや責任追及等の際に支障をきたすおそれがあることや、複数の事務所を持つことにより業務の正確かつ迅速な遂行が妨げられないようにするために設けられた規定であり、リモートワークをはじめとする、事務所以外の業務を一律に禁止する規定ではありませぬ。 上記のとおり勤務場所の規制がないことや、行政書士の実態として、自宅を事務所として業務をされている者が一定数いることから、これまでに行政書士、行政書士法人からテレワーク勤務を実施するにあたっての具体的な要望や問合せがあげられていない状況であり、現時点では、日本行政書士会連合会から会長(行政書士)に対し、指針等を示してはならないとご要望。 今後、日本行政書士会連合会において会議等の場を通じて、会員の要望・ニーズの把握に努め、リモートワークに関するガイドライン作成等に当たり協力依頼があれば、総務省として行政書士法の趣旨等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。	行政書士法	その他		
020705001	2年 7月05日	2年 8月6日	2年 9月25日	建設業土木工事の主任技術者へ、電気通信主任技術者(線路)を専任できるものとする。	電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者は、建設業における電気通信工事の主任技術者として位置づけられています。 一方、電気通信主任技術者(線路)の試験においては、試験範囲に「通信土木」が含まれており、実務に土木事業を実施することがあります。 電気通信主任技術者は元々「建設工事における施工上の管理を適切に実施することができる資格」であり、試験範囲に合わせ、5年以上の実務経験を有する者は「土木工事」の主任技術者に位置づける事が可能と考えます。 なお、主任技術者専任範囲は試験範囲に合わせ、土木事業、及び、土壌コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事業が適当と思われる。	電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者は、建設業における電気通信工事の主任技術者として位置づけられています。 一方、電気通信主任技術者(線路)の試験においては、試験範囲に「通信土木」が含まれており、実務に土木事業を実施することがあります。 電気通信主任技術者は元々「建設工事における施工上の管理を適切に実施することができる資格」であり、試験範囲に合わせ、5年以上の実務経験を有する者は「土木工事」の主任技術者に位置づける事が可能と考えます。 なお、主任技術者専任範囲は試験範囲に合わせ、土木事業、及び、土壌コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事業が適当と思われる。	個人	総務省 国土交通省	建設業法施行規則第7条の3	対応不可	電気通信主任技術者試験については、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要な専門的知識及び能力について行われるものであり、電気通信事業の主任技術者と同等と認定しているところで、土木一式工事を含め、電気通信工事以外の建設工事の主任技術者と同等であるとは、現時点では考えておりません。		
020825001	2年 8月25日	2年 10月6日	2年 10月27日	行政書士となる資格から税理士となる資格を有する者等を除外すべき。	行政書士法2条では、行政書士となることのできるものとして資格として税理士となる資格を有する者、一定の公務員を挙げている。 しかし、行政書士が作成する書類は権利義務に関するもののみならず、一般の法改正でもし点検確認に当たっては、私法が試験科目でない税理士や許認可行政のみしか知見がない公務員は除外すべきである。	行政書士の業務は、行政庁に提出する書類の作成・代理や権利義務・事実証明に関する書類の作成、契約代理である。後者の内容は、単純な履歴書や指図書ではなく、今や信託契約書等、高度の法律知識を有するものも含まれてきている。まず、税理士については、行政法一般、民法の試験科目自体がなく、私法に関する知見を有さないにもかかわらず、歴史的経緯から行政書士となる資格が付与されている。 だが、行政書士法改正により、「国民の権利利益の実現に資すること」が目的とされた以上、能力担保は必須であり、上述の科目が試験で買えない税理士に行政書士資格を付与すべきでない。 となると、税理士に劣るほどの能力があれば行政書士の業務は行えるという考え方もあろう。であれば、税理士となる資格を有する者は行政書士試験を受け、合格すればよいのである。 加えて、公務員についても、大学以上を卒業し専門科目として法律を含む試験に合格していない者についても、なぜ私法が理解できるのか、はなはだ疑問である。公務員出身者であっても、司法書士と同様、総務大臣が行政書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められるもの、に限定すべきである。	個人	総務省	行政書士法第2条は ・行政書士試験に合格した者 ・弁護士となる資格を有する者 ・弁理士となる資格を有する者 ・公認会計士となる資格を有する者 ・税理士となる資格を有する者 ・国又は地方公共団体の公務員として一定期間、行政事務を担当した者は行政書士となる資格を有するとしています。	行政書士法	対応不可	税理士は、税務官公署に提出する税務書類を作成することを業としており、税理士法第51条の2において、行政書士が一定の租税に關し、税務書類の作成を業とすることができるとされていることから、両者の業務には一定の類似性があり、官公署に提出する書類等を適正に作成し得る能力があると認められるものです。 また、公務員についても、自らの職務として文書の立案・作成、審査等を行う事務に一定期間(原則20年)従事した者については、行政書士の主たる業務である官公署に提出する書類の作成に相当精通していると認められるものであり、官公署に提出する書類等を適正に作成し得る能力を有するものと認められるものです。 以上より、税理士となる資格を有する者、公務員については、行政書士となる資格を有する者から除く必要はないと考えます。	
020827017	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	官民間取引の標準様式の制定とデジタル化・オンライン化の推進	官民間の取引において、契約分野ごとに標準様式を定め、国の出先機関や自治体ごとの専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準様式での提出を可能とはどうか。また、押印についても原則廃止してはどうか。 官民間の取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてどうか。	商取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の商習慣に移行するにはほどよい状況である。 障壁のひとつが、官民間の取引(国・自治体とも)に関係する文書と考えられる。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。 上記の対応により、民間企業の全般的な商習慣の変革にもつながることが期待される。	日本IT団体連盟	行政改革推進本部事務局 総務省 財務省	【行政改革推進本部事務局】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行うこととされています。 【総務省】 地方公共団体における入札・契約に関する書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められているものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではない。また、当該書類について電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はありません。 【財務省】 地方公共団体に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。) は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。) は、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 なし 【総務省】 地方公共団体の長の規則等 【財務省】 「国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。) は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。) は、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 当事務局では、各府省及び独立行政法人における、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進しております。なお、様式の統一については、実務への影響を踏まえ、別途検討が行われるべきだと考えられます。 【総務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準様式について、今年度中に作成することとしている。なお、この標準様式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めています。 【財務省】 国の契約に関する文書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 【財務省】 現行制度下で対応可能 国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なものは契約書のみです。ただし、電子調達システムを用いて電子的に契約書を作成することも可能であり、その場合、押印は不要です。また、電子調達システムを用いることで、契約書の他、請求書等を電子的に作成し、提出することが可能です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
020827003	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 11月29日	マイナンバーカードの普及に向けた施策	(1)電子署名の普及を加速するため、広く行政手続や民間サービスに活用できるようにするためにも(電子署名を付与できる)カードの取得を義務化する。 (2)現時点では記載がない氏名のフリガナとローマ字の記載、データとしてC/Tアップに格納し、本人確認の正確性と実用性を高めるなどカードの普及と利活用へのさらなる工夫を行う。 (3)カードの発行や電子証明書更新に関する自治体職員が不足が指摘されているため、国による発行・管理体制を検討する。 (4)迅速な公的給付を可能とするため、カードの普及加速とともに、あくまで国民自らの登録・選択によりマイナンバーに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける。	書面・手続のデジタル化を進めていくためには、官のみならず民の対応も必要。特に、マイナンバー・マイナンバーカードの利活用を一層進めていくことが必要。 2020年の規制改革に関する答申では、行政手続におけるマイナンバー及びマイナンバーの活用推進についての記載があるが、そのためにはまずマイナンバーカードを取得してもらう必要があると考えられる。また、マイナンバーカード及びマイナンバー全体の利便性を上げることや、管理体制の変更等を行うことにより普及を加速させてはどうかと考えるものである。	日本IT団体連盟	内閣府 金融庁 総務省	(1) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村長が交付するものとされています。 (2) マイナンバーカードに氏名、住所等を記載することは法律で定められていますが、現時点でフリガナやローマ字について公証する仕組みはありません。 (3) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村長が交付するものとされています。 また各市町村には、「交付円滑化計画」に基づいて交付体制を整備していただけており、必要な経費については国庫補助金の対象とすることで、体制整備を支援しています。 (4) マイナンバーに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける仕組みはありません。	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項 (4) マイナンバーカード交付円滑化計画の実現について各地方自治体(国庫補助第39号、府県第117号、総務省第49号、総務省第33号)個人番号カード交付円滑化補助金(平成27年6月23日総務省第66号)	(1) 対応不可 (2) 検討を予定 (3) 対応不可 (4) 検討に着手	(1) マイナンバーカードの普及に向けては、カードの利便性を高めることが重要であり、令和3年3月から開始予定の健康保険証としての利用も含め、今後政府全体でマイナンバーカードの利活用シームの拡大を図り、国民の方々が自然に持ちたいと思っただけに限り取り組んでまいります。 (2) 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」における議論を踏まえ、関係省庁で検討を進めています。 (3) マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができるツールで、官民の様々な手続や取引で幅広く利用されるものであることから、その交付に際してはなりすましを防ぐための厳格な本人確認が必要で、厳格な本人確認を行うためには、住民基本台帳に基づいて、住民基本台帳を参照し、またその記載事項について調査権限を有している市町村職員が行うこととなります。 その上で、市町村における交付体制については、各市町村が「交付円滑化計画」を策定し、必要な交付体制を整備することとなりますが、今後さらなる普及が図られること、その改訂を依頼しています。 また、必要な経費については引き続き国庫補助金の対象とすることで支援していきます。 (4) 国民の皆様から振込用の口座をマイナンバーとともに登録いただき、緊急時の給付金をはじめ各種公金の振り込み等に活用して、給付の迅速化と効率化を図る仕組みについては、現在、議員立法が国会において審議中になっており、また、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」においても検討項目となっております年内に結論を得るべく、関係省庁で検討を進めているところです。		
020827010	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 12月16日	オンラインで送達される文書に内容証明・配達証明郵便と同等の効果を持たせる制度の創設	「どういった内容の文書か」「いつ受取人が受領したか」を証明する必要があるときに内容証明郵便と配達証明郵便を組み合わせ用いられているが、電磁的方法で作成・送信・受領を生じさせる制度を創設し、オンラインでの受領を希望するすべての法人(※)・個人を対象にして、送達先を届出するものを可能にする。併せて、内容証明郵便を用いることを定める法令においては、この制度による証明を可能とする。さらに、官公庁・自治体・弁護士会からの各種通知・照会も、この仕組みに載せてはどうか。(※)：法人格のない士業や団体の事務所なども含む。	内容証明は、意思表示の証拠化・債権譲渡の第三者対抗要件具備・クーリングオフに基づく契約解除等の場面で多用されるものであるが、郵便物の物理的な受領が必要である。内容証明郵便の送達は内容証明によりすでにオンライン化されている一方、受領についてはオンラインから届け出す。受領者となる企業では社名が分かる必要があるが、withコロナの環境下では勤務のオンライン化を進めるべきであり、配達証明・内容証明の作成・差出・認証・配達・受領をオンラインで完了する仕組みが必要。これらの制度を導入するにあたっては、民事裁判手続のIT化に照して議論されているシステム送達の実現が参考になる。なお、日本郵便ではオンライン向け「インターネット上の郵便受け」My Postを提供しているが、これを発案させて同社と上記の仕組みを検討することも考えられる。また、国税徴収法や同法を準用する法令に基づく税務当局からの照会、捜査関係事項照会、弁護士会照会などは、現状の実務では内容証明や配達証明により送付されていないが、受取人企業は郵便物の受領及びその後の対応に相応のコストをかけており、オンライン受領のメリットは大きい。送付者側においても、低コストで受領を確認できるメリットがある。なお、国庫補助金から金融機関への取引照会にはオンライン化が検討されているが(2018年11月18日「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とまとめ版)と、その他の企業への照会はない。 (補足) 本提案の実現方法としては、以下の2つの選択肢があると考えられる。 ・従前の郵便制度を改良・発展させて目的を達成する方法 ・郵便制度とは異なる新たな制度を設計して目的を達成する方法 前者については、郵便制度にて受け付けた文書や、住所・居所以外の場所においても受領できるようなものを想定しており、現行の郵便制度の中で差し出された郵便物を電子化したうえで、各期人が予め日本郵便に対して電子送達先として届け出た宛先に送付する。あるいは、登録されたアカウントから電子的に格納された内容証明郵便にアクセスできるようにすることで、出社して郵便物の内容を確認するという手間を省くことができないかと考える。 郵便として受け付けた文書を電子化することについては通信の秘密等の点で様々な困難もあると思われるが、後者の新たな制度を創設して、差出人側に低コストで差し出したいニーズは当面残存すると考えられるから、郵便の受領のための出社という問題を完全に解消することは難しいと見られる。そのため、まずは既存の郵便制度上の郵便を住所以外で受領する、という前者の内容を検討していきたい。	日本IT団体連盟	内閣官房 総務省	(補足)1ボツ目関係 現行制度下で対応可能 (補足)2ボツ目関係 なし	(補足)1ボツ目関係 なし (補足)2ボツ目関係 なし	(「提案理由」の(補足)1ボツ目関係) 日本郵便株式会社の内国郵便約款で対応可能です。 (「提案理由」の(補足)2ボツ目関係) データ駆動の仕組みにおいて、年末を目処としてトラストサービスの位置づけについては論点整理を行う予定です。御提案の内容につきましては、こちらでの議論を踏まえて、内閣官房IT室も含めた関係省庁において対応してまいります。			
020829001	2年 8月29日	2年 10月6日	2年 10月27日	NHKの受信料の支払いを低所得者は免除し高所得者は免除し高所得者は免除し高所得者のみとする。NHKの受信料収入制限と組織改革。	(1)NHKの受信料の支払いを低所得者は免除し高所得者のみとする。2〜3割の簡素な累進的受信料制度の導入。 (2)NHKの受信料収入額に制限を設け、国の公共放送に相当しい放送内容に特化してNHKをスリム化させ、最小限必要な放送運営のみに組織改革する。	(1)について、コロナウイルス対策の経済的影響により、国民の多くが収入が大きく減少して低収入者に落ち、政府も税金の免除や猶予を認める経済対策を行っている中で、NHKの受信料だけは相も変わらず国民から否応なく徴収している。低収入者はそれを払っている余裕は全くありません。 そこで(1)の提案をする次第です。これはコロナ対策の一時的なものではなく、恒久的な制度としてです。 現行の国民の収入にかかわらず一律定額の受信料制度が時代に合っていたのは一徳中流が実現していた高度経済成長期ぐらいまでで、格差が拡大した現在においては既に時代遅れだと思います。新しい受信料制度は低所得者は免除し、高所得者など収入に余裕のある国民層が受取るという新しい発想が必要です。 また、民放の有料BS放送のような、スワップ放送化の案もありますが、それはNHKの受信料を減らすための取組(存在意義)を損なってしまうと思います。 (2)について、(1)のような制度を導入すると受信料収入が減少する事が考えられますが、NHKは以前より滞りない受信料収入があり、NHK従業員の平均収入も他民放のそれと比べても高く、公共放送だからめ分別にまで手を広げたい、一部の不祥事や偏った放送など、近年多くの国民から批判を受けています。 NHKを公共放送に相応しい放送内容に特化して組織をスリム化させ、モラルハザードも防ぐような組織改革が必要です。放送内容は従来からの伝統的なバラエティー番組まで無くする必要はありませんが、これ以上民放で放送すべき内容の様な番組は増やすべきではありません。 監督官庁である総務省にはこのNHK改革を強く求めます。		個人	総務省	(1)について 放送法第64条第2項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた放送受信料の免除基準では、生活保護法に規定する扶助を受けられている者がNHKとの間で締結する放送受信契約は受信料全額免除の対象とされています。 (2)について NHKの受信料収入額を含む収支予算等については、NHKにおいて作成した上で、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会において承認を受けることとなります。	(1) 放送法第64条第2項 その他 (2) 放送法第70条第1項及び第2項	(1) 現行制度で対応可能 (2) その他	(1)について 制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)について 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、NHKには、国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に踏まえ、業務の合理化・効率化に不断に取り組むことが求められます。	